令和８年３月
国　税　庁

「財産評価基本通達の一部改正について」（法令解釈通達）の概要

所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 13 号）の一部の施行に伴い、取引相場のない株式等の評価（純資産価額方式における法人税額等相当額）について所要の改正を行うものです。